

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて
(桶川市税条例等の一部を改正する条例)

1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に桶川市税条例等を改正する必要が生じ、令和 2 年 3 月 31 日に桶川市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

【個人市民税】

- ① 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、
単身児童扶養者に係る記載事項の規定を削るとともに、字句の整理を行う。 (第 38 条の 3 の 2 及び第 38 条の 3 の 3 関係)
- ② 租税特別措置法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。
(第 50 条関係)
- ③ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を令和 6 年度まで延長する。
(附則第 8 条関係)
- ④ 地方税法の一部改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を令和 5 年度まで延長する。
(附則第 17 条の 2 関係)

【固定資産税】

- ① 固定資産の所有者の所在が不明である場合において、その使用者をその所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課するときは、その旨を当該使用者に通知することを規定するとともに、字句及び引用部分の整理を行う。（第58条関係）
- ② 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。
（第65条及び第65条の2関係）
- ③ 字句の整理を行う。（第79条関係、附則第10条、附則第12条、附則第13条、附則第13条の3及び附則第15条関係）
- ④ 課税標準の特例措置が改められたこと等に伴い、規定を削るとともに字句及び引用部分の整理を行う。
（附則第10条の2関係）

【市たばこ税】

- ① 地方税法の一部改正に伴い、課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化するための規定を加える。（第102条関係）
- ② 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。
（第104条関係）

(2) 桶川市都市計画税条例の一部改正（改正条例第2条関係）

- ① 地方税法の一部改正に伴い字句及び引用部分の整理を行うとともに、項の繰り上げを行う。
（第2条及び改正後の附則第3項から附則第18項まで関係）
- ② 課税標準の特例措置が改められたこと等に伴い規定を削る。
（改正前の附則第3項関係）

(3) 桶川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

（改正条例第3条関係）

【個人市民税】

単身児童扶養者を非課税措置の対象から削るとともに、所要の改正を行う。 (第27条、附則第1条及び附則第3条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 例規集

(1) 桶川市税条例

第1巻 4, 701ページ

(2) 桶川市都市計画税条例

第1巻 5, 183ページ